

令和6年10月から、児童手当の支給対象年齢が拡充 第3子以降の支給額が増額、所得制限も撤廃、支払いは年6回に

【現行制度】

| 児童の年齢 | 児童手当の額 |
|----------------|----------------------------|
| 3歳未満 | 一律15,000円 |
| 3歳以上 小学校修了前 | 10,000円 (第3子以降は15,000円) |
| 中学生 | 一律10,000円 |



【10月からの新制度】

| 児童の年齢 | 児童手当の額 | 第3子以降 |
|---------------------|-----------|--------------------|
| 3歳未満 | 一律15,000円 | 年齢にかかわらず、一律30,000円 |
| 3歳以上 高校生年代 まで | 一律10,000円 | |

現在、中学校修了までとなっている児童手当の支給対象児童が、高校生年代まで(18歳到達後の最初の年度末まで)に拡充されます。高校生のみを養育している家庭など、児童手当を受給していない世帯は新たに申請が必要です(現在児童手当を受給している世帯は、基本的に申請不要です。)

また、第3子以降の支給額が15,000円から30,000円に増額されると共に、算定対象となる児童も「高校生年代までの子」から、「22歳年度末までの子」に拡充されます。ただし、対象となるのは児童手当受給者に経済的負担がある場合に限られますので、算定対象とするには監護、生計についての申し立てが必要となります。対象となる児童がいる場合は、申請をお願いします。

●所得制限の撤廃について

現在、一定以上の所得がある方については、児童手当の支給が受けられなかったり、特例給付(月額5,000円

支給)の扱いとなっていますが、この所得制限が撤廃されます。児童手当を受給していない世帯は、新たに申請が必要です(特例給付を受給している世帯は、基本的に申請不要です。)

●児童手当の支払月変更について

現在、2月、6月、10月の年3回となっている支払月が、年6回(偶数月)支払いに変わります。新制度施行後、最初の支払月は12月です。また、支払いの際に送付されていた支払通知書の送付はなくなります。通帳記帳等でご確認ください。

申請期限 9月30日(月)



市ホームページはこちら

その他、ご不明な点がありましたら市ホームページ等をご参照いただいたうえで、下記担当窓口へお問い合わせください。

令和6年度低所得の子育て世帯こども加算給付のお知らせ

令和6年度小松島市住民税非課税世帯臨時特別給付金(10万円もしくは7万円、以下「基本部分」と表記)の支給対象であり、令和6年6月3日時点において、18歳以下の児童(平成18年4月2日生まれ以降)を扶養している世帯に、こども加算給付金を支給します。

ただし、以下の世帯は対象外となります。

- 令和5年度小松島市低所得の子育て世帯こども加算給付金を受給している世帯
- 住民票上は同世帯であるが、実際は施設等に入所している児童がいる世帯
- 支給対象児童について、他の自治体で同様の給付金を受給した世帯

支給額 児童1人当たり5万円 **申請期限 10月15日(火)必着**

申請について

申請不要の方… 基本部分が支給決定済で、こども加算給付の対象と思われる方には、随時案内を送付しています。確認事項等をお読みいただき、受給要件に該当するかをご確認ください。内容に相違がなく、受給辞退の意向がなければ、案内に記載された支給予定日に給付金が支給されます。

申請が必要な方… 令和6年6月4日以降に生まれた新生児(令和6年9月30日までの出生)、別世帯であるが扶養している児童がいる場合(令和6年6月3日時点)は、本給付金の対象となる場合があります。

受給には、申請が必要です。市ホームページを参照のうえ、下記担当窓口へ申請期限までに申請してください。



市ホームページはこちら

問 市児童福祉課(市役所1階⑩番窓口) ☎32・2114 / FAX32・3738
✉ jidoufukushi@city.komatsushima.i-tokushima.jp